

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：白石建設株式会社  
業者の住所：長崎県平戸市戸石川町480-1
- 2 指名停止措置期間：令和3年10月18日から令和3年10月31日
- 3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

### 4 事実概要

本件は、白石建設株式会社が、令和2年11月10日、松浦市志佐町の倉庫において、民間発注のスレート屋根の張替え工事のため、男性作業員が屋根に上がり作業を行っていたところ、スレート板を踏み抜き約6.3m下のコンクリート床に墜落し死亡する工事関係者事故を起こした。

このことにより、同社及び同社の当時の現場責任者が、江迎労働基準監督署から労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和3年7月30日、略式命令による罰金刑が確定した。

### 5 指名停止措置理由

当該業者たる白石建設株式会社が民間発注工事において工事関係者事故を発生させたことは、防衛省の「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

従って、本件については、指名停止2週間を適用する。

#### <指名停止措置要領付表第1>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内